

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	気候変動適応のための熱中症対策の強化に向けて －気候変動適応法等改正案をめぐる国会論議等－
著者 / 所属	平山 絵美 / 環境委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	458 号
刊行日	2023-7-11
頁	60-69
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230711.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

気候変動適応のための熱中症対策の強化に向けて

— 気候変動適応法等改正案をめぐる国会論議等 —

平山 絵美

(環境委員会調査室)

1. はじめに
2. 提出の背景及び経緯
3. 本法律案の概要
4. 主な国会論議
5. 本法律案成立後の動き

1. はじめに

第211回国会（常会）の令和5年4月28日、「気候変動適応法¹及び独立行政法人環境再生保全機構法²の一部を改正する法律案」（以下「本法律案」という。）が参議院本会議で可決、成立した（令和5年法律第23号、5月12日公布）。

本法律案は、気候変動適応の一分野である熱中症³対策を強化するためのものである。特にウクライナ情勢などに伴う電気料金や安定的な電力供給への影響により、エアコンの利用を控える懸念など、熱中症のリスクが高くなることが考えられる。本稿では本法律案提出の背景及び経緯等について概観し、国会における主な論議及び本法律案成立後の動向を紹介する⁴。

¹ 平成30年法律第50号。気候変動への適応を初めて法的に位置付け、これを推進するため、平成30年6月に成立、同年12月に施行された。気候変動適応計画の策定及び気候変動影響評価の実施等を規定している。

² 平成15年法律第43号。同法に基づき、平成16年4月、独立行政法人環境再生保全機構が設立された。機構の主な業務として、公害健康被害の補償・予防事業、環境保全に取り組む民間団体（NGO、NPO等）の活動支援事業、石綿健康被害の認定・救済給付の支給、環境研究総合推進費に係る配分業務等がある。

³ 熱中症とは、体温を平熱に保つために発汗し、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞ることなどにより、体温が上昇し重要な臓器が高温にさらされるために発症する障害の総称であり、死に至る可能性のある病態である。

⁴ 本稿は令和5年6月22日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセスの日付はいずれも同日）。

2. 提出の背景及び経緯

(1) 熱中症対策の概要

ア 地球温暖化の影響と熱中症の発生状況

近年、地球温暖化の影響により年平均気温は年々上昇し、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人に上り、死亡者数が年1,000人を超える年もあるなど、熱中症は全ての世代の国民生活に深刻な影響を及ぼしている。中でも高齢者については、暑さに対する感覚機能や体の調節機能が低下していること等により、熱中症による死亡者数の8割以上を65歳以上が占めており、エアコンの適切な使用を促すなどの対策が急務となっている。

また、海外においても、令和3年6月にカナダのブリティッシュ・コロンビア州において49.6℃を記録したほか、多くの死亡者が発生した欧州の熱波などの顕著な高温が各地で発生している。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）が令和3年8月に公表した第6次評価報告書においては、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加すると予測されている。さらに、令和4年11月に開催された第27回気候変動枠組条約締約国会議（C O P 27）では気候変動への適応が重要議題の一つとなった。

地球温暖化の進行を考慮すると、今後、猛暑のリスクが更に高まるおそれもあり、社会全体で熱中症対策に取り組むことが喫緊の課題となっている。

イ 熱中症対策への政府の取組状況

熱中症対策は気候変動適応策の中でも、国民の命や健康に直結する重要な課題である。関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場など多岐にわたっている。政府は平成19年に、熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知、地域の実情に応じた対策の推進、関係省庁の緊密な連携を確保し、熱中症対策の効率的・効果的な実施方策を検討し、情報交換を行うことを目的として、関係省庁で構成する熱中症関係省庁連絡会議を設置した。

同会議の下、各種の取組が進められてきたが、今後の気候変動等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念されること、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えていたことなどから、従来の取組を超えた熱中症への対応が求められていた。

このような状況を踏まえ、令和3年3月、熱中症関係省庁連絡会議は、環境大臣を議長、11府省庁の担当部局長を構成員とした熱中症対策推進会議に格上げされ、より強力な体制が構築された。加えて、特に死亡者数の多い高齢者向けの熱中症対策、地域や産業界との連携強化などの重点対策を体系的にまとめた熱中症対策行動計画が策定された。

令和3年の熱中症による死亡者数は、8月中旬の気温が低かったこともあり、755人と同計画の中期的な目標である年1,000人を下回ったものの、顕著な減少傾向に転じたとは言えなかった。

このため、令和4年4月に熱中症対策行動計画が改定され、「熱中症による死亡者数ゼロに向けて、2030年までの間、令和3年に引き続き死亡者数が年1,000人を超えないようにすることを目指し、顕著な減少傾向に転じさせる」こと及び「顕著な高温が発生した

際に、死亡者数を可能な限り減らす」ことが中期的な目標として掲げられた。また、「高齢者等の屋内における熱中症対策の強化」、「地方公共団体による熱中症対策の取組強化」及び「顕著な高温の発生に備えた対応」等が重点対象分野とされた。

さらに、熱中症警戒アラートの運用が令和3年から全国で本格実施されている。暑さ指数(WBGT)⁵が33以上と予測された際に環境省と気象庁が公表し、注意を呼び掛けている。令和4年には全国46地域に計85日間発表し、発表回数は延べ889回となっている。

(2) 気候変動適応法の改正に向けた動向

熱中症対策については、各府省庁が連携し普及啓発等の取組が実施されてきたが、多くの府省庁にまたがる中、総合調整機能が弱く、推進体制が不十分であること、熱中症予防行動の国民への浸透が不十分であり、理解や危機感を高める必要があること、取組も地域差が大きく全国的に展開できていないこと等の指摘がなされていた⁶。

令和4年11月、環境省は省内に設置した有識者から成る熱中症対策推進検討会において、新たに取組むべき施策として、①一段上の熱中症警戒アラートの仕組みの導入、②クーリングシェルトの仕組みの導入、③熱中症対策に係る地域団体の活動促進の三つの事項について今後の検討の方向性を示した。

翌12月には、中央環境審議会環境保健部会において「熱中症対策の推進のための法制度の基本的考え方(案)～気候変動適応法の改正～」⁷が提示された。この中で、気候変動適応法の一部改正により、熱中症対策の推進のための法制化を図ることとし、熱中症対策行動計画の法定の閣議決定計画への格上げ、熱中症特別警戒アラートの発表、クーリングシェルトの確保等の考え方が示された。

(3) 本法律案の提出

上記のような背景及び経緯を踏まえ、気候変動の影響による熱中症の発生の予防のための対策を強化するため、政府による熱中症対策の実行に関する計画の策定、環境大臣による熱中症特別警戒情報の発表及び当該発表時における市町村長による暑熱から避難するための施設の開放に係る措置、環境再生保全機構の業務として熱中症特別警戒情報等の発表のために環境大臣が行う調査に係る情報の整理等の追加等を内容とする本法律案が、令和5年2月28日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

3. 本法律案の概要

(1) 気候変動適応法の一部改正

ア 熱中症対策実行計画の策定

⁵ 暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature)とは、人体と外気との熱のやり取り(熱収支)に着目し、気温、湿度、日射・輻射、風の要素を基に算出する指標である。

⁶ 例えば、自由民主党の熱中症対策推進議員連盟は、令和4年11月に熱中症対策の法制化を政府に働き掛ける方針を決議し、申入れを行っている。

⁷ 中央環境審議会環境保健部会(第49回)(令4.12.7)資料2-4<<https://www.env.go.jp/council/content/05hoken01/000092596.pdf>>

熱中症対策の総合調整機能の弱さ、推進体制の不十分さ等の指摘に対し、熱中症対策は気候変動への適応策の中でも特に具体的な対策を推進していくべき分野であることを法律に明記し、適応策の更なる具体化・強化を図ることが求められていた。

本法律案では、熱中症対策行動計画を熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げすることとしている。

また、気候変動適応法に基づく気候変動適応計画に定める事項として、熱中症対策実行計画に関する基本的事項を追加し、政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策実行計画を定めなければならないこととしている⁸。

これらにより、関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に、政府一体となった熱中症対策を推進するとしている。

イ 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の発表

我が国においては令和3年から、環境省及び気象庁において熱中症警戒アラートの運用が全国で本格実施されている。一方、カナダや英国といった海外では、一定の気象条件下で自動的に情報発信するアラートに加えて、その上位として、総合的に緊急事態を判断し、アラートを出す体制が整備されている。

本法律案では、現行の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置付けるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設することとしている。法定化により、指定暑熱避難施設（3.（1）ウ参照）の開放、関係市町村への伝達などより強力かつ確実な熱中症対策が可能となることが期待される。

ウ 指定暑熱避難施設制度の創設

米国疾病予防管理センター（CDC）などの報告によると、クーリングシェルター（避暑施設）⁹が有効な熱中症対策の1つとして挙げられている。極端な高温は健康に悪影響があることから、涼しい環境に滞在することが体温上昇を防ぎ、熱中症による死亡を減少させることが可能であるとされている¹⁰。海外においては、極端な高温時の対策としてクーリングシェルターの活用が進められている。

我が国でも、一部の地方公共団体において、暑さをしのぐ一時避難場所として、公共施設（公民館、シルバーセンター等）を休憩スペースとして利用できるよう開放している。令和4年に環境省が実施したアンケート¹¹によると、避暑のための施設等が自治体内に設置されている市区町村数は125（回答市区町村数592）となっている。

極端な高温の発生時は熱中症リスクが高まるため、冷房設備が整っている場所を地域であらかじめ確保しておくことが熱中症リスクの低減につながる。一部の地方公共団体

⁸ 同一の法令で複数の閣議決定による計画を規定するものは、環境省所管の法令では、地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）がある（地球温暖化対策計画及び政府実行計画）。

⁹ 例えば、ロンドンのクーリングシェルターでは、図書館、美術館、教会等が活用されている。

¹⁰ 環境省第1回熱中症対策推進検討会（令4.11.28）資料5〈https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc05.pdf〉

¹¹ 「熱中症対策等に関するアンケート結果（概要）」（環境省第2回熱中症対策推進検討会（令5.2.17）資料3）〈https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0402/doc03.pdf〉

では取組がなされているものの、熱中症対策の強化のためには、全国的に確保していくことが必要であると考えられる。

本法律案では、市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を住民等に開放する指定暑熱避難施設として指定することができるとしている。なお、指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒情報の発表期間中、あらかじめ公表される「開放することができる日及び時間帯」において開放されなければならない。

エ 熱中症対策普及団体の指定

令和4年夏の東京都23区のデータ¹²によると、熱中症による死亡者の8割以上が65歳以上の高齢者であり、屋内で亡くなった方のうち約9割がエアコンを使用していない（62%）又はエアコンを所有していなかった（23%）。

熱中症を予防するには、特に高齢者におけるエアコンの使用も含め、地域において、熱中症に係る普及啓発、戸別訪問、見守り活動等の強化が重要である。一方で、地域における見守りや声掛けを行う地方公共団体の職員等が不足している。

こうした中、地域によっては、地元のNPOなどの民間団体等の力を活用し、地域に根ざした熱中症対策を進め、効果を上げているケースがある。しかし、当該団体は、高齢者の個人情報（エアコンの有無、世帯情報）等の入手や地方公共団体との緊密な連携が難しく、十分な見守り活動につながっていないとの指摘がある。

本法律案では、市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定できることとしている。熱中症対策普及団体は熱中症対策について、事業者及び住民に対する普及啓発や住民からの相談に応じ必要な助言を行うこととする。地域の実情に合わせた普及啓発により、高齢者等熱中症弱者の熱中症予防行動を徹底させることが期待される。

また、守秘義務を設けることにより、熱中症対策普及団体が得た高齢者等の個人情報等を適切に扱う仕組みを担保する。

（2）独立行政法人環境再生保全機構の業務の追加

本法律案では、環境再生保全機構の業務に、①気象に関する情報（気温や湿度等）等を活用しつつ、熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理・分析等、②地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集・提供等を追加することとしている。これにより、熱中症警戒情報等の発表を安定的かつ的確に行うこと、地域における熱中症対策の優良事例の収集・提供等による他地域への展開が可能となることが想定されている。

なお、気候変動適応法では、国立環境研究所が気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集等の業務を行うこととされているが、本法律案により、熱中症対策に係る調査業務は、国立環境研究所の業務から除外されることとなる。

¹² 環境省第1回熱中症対策推進検討会（令4.11.28）資料2-1<https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0401/doc02-1.pdf>

(3) 施行日

施行日は、熱中症対策実行計画の策定に関する規定等については公布の日から一月以内で政令で定める日¹³、その他の規定については公布の日から一年以内で政令で定める日とされている。

4. 主な国会論議

(1) これまでの熱中症対策について

政府は、熱中症対策として、熱中症対策推進会議の開催や熱中症対策行動計画の策定、熱中症警戒アラートの実施等様々な取組を行ってきた。一方、年間の熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、これまでの熱中症対策の問題点が指摘された。これに対して西村環境大臣は、これまでの熱中症対策としては、国民に適切な熱中症の予防行動に努めてもらえるように普及啓発活動を中心に行ってきた。しかし、熱中症による死亡者数が非常に高水準で推移をしており、気候変動の影響による極端な高温の発生リスクも増加している。今回の法改正により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指したい旨、答弁した¹⁴。

(2) 熱中症対策実行計画について

本法律案では、これまでの熱中症対策行動計画を熱中症対策実行計画として、法定の閣議決定計画に格上げすることとし、策定に関する規定の施行日は、公布の日から一月以内で政令で定める日としている。閣議決定や法的に位置付けることの意義について問われ、西村環境大臣は、これまでは普及啓発だけだったが、法定化することによって、より情報発信等が強化されて実効性が高まると認識している旨、答弁した¹⁵。

また、法律の施行後、同計画の策定を速やかに行うことにより、今夏の熱中症対策は強化されるのか問われた。これに対して西村環境大臣は、本法律案の成立後、夏の本番を迎える前に、同計画を取りまとめる予定であり、関係府省庁の対策をしっかりと盛り込んでいくことにより、一層の対策推進が期待できると考えている旨、答弁した¹⁶。

(3) 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報について

ア 熱中症特別警戒情報の伝達方法

熱中症特別警戒情報の発表に当たっては、環境大臣はその期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして関係都道府県知事に通知をし、通知を受けた都道府県知事は関係市町村長に通知をし、さらに通知を受けた市町村長が住民や関係団体に伝達するという段階的な方法が規定されている。

一方、熱中症特別警戒情報発表後の速やかな指定暑熱避難施設の開設に向け、迅速に情報を伝える観点から、段階的な伝達方法ではなく、対象地域に一斉に情報を伝達する

¹³ 令和5年6月1日

¹⁴ 第211回国会参議院環境委員会会議録第5号(令5.4.27)

¹⁵ 第211回国会参議院環境委員会会議録第5号(令5.4.27)

¹⁶ 第211回国会参議院環境委員会会議録第5号(令5.4.27)

方法を検討すべきではないかとの指摘があった¹⁷。これに対して政府は、現行の熱中症警戒アラート同様、熱中症特別警戒情報についても、報道機関の協力を求めて広く一般の国民に周知をするほか、市町村も含め、一斉に情報伝達する仕組み、方法についても検討していきたい。運用開始後も専門家や関係府省庁の意見を聴きながら、検証、改善を重ねていきたい旨、答弁した¹⁸。

イ 熱中症警戒情報の有効性の周知

環境省が実施したアンケート¹⁹において、2割から3割程度の者が熱中症警戒アラートの発表時に、熱中症の危険性や追加的な対策の必要性を感じていないと回答している。熱中症警戒情報として法律に位置付けるに当たって、その有効性の周知が必要との指摘があった。これに対して政府は、法律への位置付けにより、国民の認知度を高め、適切な予防行動の徹底につなげるとともに、政府一体となった啓発や情報発信を行う中で有効性や適切な活用方法についてしっかりと呼び掛けたい旨、答弁した²⁰。

(4) 指定暑熱避難施設について

ア 民間施設の活用

指定暑熱避難施設の開設に当たり、公的な施設だけでなく、民間施設を活用する必要性について問われた。これに対して政府は、市役所の庁舎や公民館といった公共施設のほか、ショッピングセンター等の民間施設等も、既に冷房等の設備が整っているところについては利用したいと考えている。施設の指定に際しては、市町村の実情をよく確認しながらガイドライン等をまとめ、少しでも多くの施設の指定がなされるよう、市町村へ働き掛けを進めていきたい旨、答弁した²¹。

イ 施設の開設に当たっての支援

指定暑熱避難施設を指定するに当たり、当該施設の管理者が市町村以外の者の場合、本法律案では市町村と管理者との間で協定を締結するとしているが、市町村長と協定を結ぶ際に掛かる費用や施設の冷房設備等のメンテナンスなどに掛かる費用について、国としても応分の支援を行うべきではないかとの指摘があった。これに対して政府は、指定暑熱避難施設については、まずは既に冷房等の設備が整っている施設を積極的に活用するよう、市町村への働き掛けを行い、その上で、本法律案成立後は、施行に向けた準備の状況等も見極めながら、関連する既存の事業の見直しや活用など、熱中症対策に取り組む市町村への支援の在り方を検討したい旨、答弁した²²。

¹⁷ 全国市長会からも、階層的な伝達方法に限定することなく、国から地方公共団体に一斉に通知するなど、確実かつ迅速な情報伝達の方法も検討するべきとの意見が示されていた。「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案に対する意見」(全国市長会(令5.2.13))<https://www.mayors.or.jp/p_action/documents/230213kikouhendo-iken.pdf>

¹⁸ 第211回国会参議院環境委員会会議録第5号(令5.4.27)

¹⁹ 「熱中症対策等に関するアンケート結果(概要)」(環境省第2回熱中症対策推進検討会(令5.2.17)資料3)<https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0402/doc03.pdf>

²⁰ 第211回国会参議院環境委員会会議録第5号(令5.4.27)

²¹ 第211回国会衆議院環境委員会会議録第4号7頁(令5.4.7)、第211回国会参議院環境委員会会議録第5号(令5.4.27)

²² 第211回国会参議院環境委員会会議録第5号(令5.4.27)

ウ 要支援者の誘導等の体制整備

指定暑熱避難施設への避難に当たり、支援を要する高齢者などに対する誘導や搬送等を担う市町村の体制は、現状においては未整備であり、人員体制をどう構築するかについて指摘があった。これに対して政府は、避難や搬送について、現場を担う市町村における実行可能性を考慮しつつ、既存の災害対策の枠組みとの効果的な連携等について今後検討していきたい旨、答弁した²³。

エ 施設の周知の在り方

当該施設が指定暑熱避難施設であることの周知の重要性について指摘があった。これに対して政府は、指定暑熱避難施設については、市町村長が施設の名称や所在地、開放可能日等を公表しなければならないという規定を置いている一方、日頃から周知を図ることは重要であり、管理者の協力の下に、指定暑熱避難施設であることを掲示するなどの具体的な周知方法等について検討を進めたい旨、答弁した²⁴。

(5) 熱中症対策普及団体について

熱中症対策普及団体について、具体的に想定されるものについて問われた。これに対して政府は、熱中症対策普及団体は、現在既に地方公共団体と連携して高齢者支援等を行っている地域のNPO法人あるいは民間企業等の団体を指定することを想定している。各地域には、健康ボランティア、福祉ボランティア、災害ボランティア、スポーツボランティアなど様々な団体があり、介護保険事業者も指定することが可能となっている。指定を受けた団体については、研修等により熱中症予防に関する基本的な知識を習得し、日頃の活動の中で熱中症の予防に関する、エアコンの使用や水分補給等の呼び掛けも併せて行うことを考えている旨、答弁した²⁵。

また、高齢者福祉の仕組みの中で高齢者の見守りを行うことの重要性が指摘された。これに対して政府は、高齢者自身や地域の方々に熱中症予防について正確な理解を広げていくことが重要と考えている。高齢者のための熱中症対策に関する分かりやすいリーフレットを関係省庁と連携して作成し、地方公共団体とも連携して、高齢者に関わる事業者宛てに送付することなどを行っている。訪問介護員が高齢者の自宅を訪れた際に、日頃行う健康状態の確認と併せて声掛けを行う、民生委員、ボランティアの方々が地域の高齢者に接する中で熱中症の注意喚起を行うといったようなきめ細かい働き掛けも重要と考えており、こうした地域の中の支え合いの取組を関係省庁と連携してサポートしていきたい旨、答弁した²⁶。

(6) 地方公共団体への支援について

地方公共団体において熱中症対策が進んでいない理由として予算不足や人手不足等の課

²³ 第211回国会衆議院環境委員会議録第4号2頁（令5.4.7）

²⁴ 第211回国会参議院環境委員会会議録第5号（令5.4.27）

²⁵ 第211回国会衆議院環境委員会議録第4号15頁（令5.4.7）

²⁶ 第211回国会衆議院環境委員会議録第4号2～3頁（令5.4.7）

題が挙げられる中、本法律案成立により一層の業務負担が生じる懸念から、地方公共団体の実情に応じた熱中症対策を実施するための国による支援の必要性について問われた。これに対して政府は、基本的に熱中症対策は、住民に身近な市町村が自主的、主体的に取り組むことが非常に効果的であり、地域の実情に応じた柔軟な運用を行うことが重要である。そのため、地方公共団体に係る全国一律の目標は設けておらず、既存の施設や団体等の活用により、大きな追加的事務負担が生じないように配慮していきたい。また財政面では、今年状況を市町村ともよく話しながら、来年度以降の予算において検討していきたい旨、答弁した²⁷。

(7) 独立行政法人環境再生保全機構について

本法律案では、独立行政法人環境再生保全機構の業務に、熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理・分析等を追加することとしているが、同機構に新しい役割を担わせることの妥当性が問われた。これに対して西村環境大臣は、熱中症警戒情報の発表を安定的かつ的確に行うためには基礎的な情報の収集、分析が必要であり、地域での対策強化のためには全国規模での優良事例の収集や他地域への共有、地方公共団体職員への研修などが不可欠だと考えている。同機構は、現行の熱中症警戒アラートに関する業務、地方公共団体に対する熱中症対策支援業務に関与した実績を持ち、機構の豊富な知見と経験を生かしてやっていただきたいということで業務を追加することとした旨、答弁した²⁸。

(8) その他

生活困窮世帯等に対するエアコン設置や生活保護制度への夏季加算²⁹導入の必要性、住宅における暑熱対策、熱中症警戒情報等が発表された際のスポーツや野外イベントの対応、教育現場における熱中症対策、ヒートアイランド対策における都市緑化の重要性等について議論が行われた。

なお、本法律案について、衆議院環境委員会では令和5年4月7日に、参議院環境委員会では令和5年4月27日に、それぞれ11項目から成る附帯決議が付されている³⁰。

5. 本法律案成立後の動き

政府は、令和5年5月30日、熱中症対策実行計画を閣議決定した³¹。今後おおむね5年間の熱中症対策を盛り込み、「中期的な目標（2030年）」として、熱中症による死亡者数（5年

²⁷ 第211回国会参議院環境委員会会議録第5号（令5.4.27）

²⁸ 第211回国会衆議院環境委員会会議録第4号15～16頁（令5.4.7）

²⁹ 生活保護制度においては、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして冬季加算がある。

³⁰ 衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kankyou5DFE282D733D084B4925898D000B6917.htm>、参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f073_042701.pdf>参照。

³¹ 環境省「熱中症対策実行計画及び気候変動適応計画（一部変更）の閣議決定について」（令5.5.30）<https://www.env.go.jp/press/press_01675.html>

同時に、気候変動適応計画について、新たに熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更が閣議決定された。

移動平均死亡者数³²⁾について、現状から半減することを目指す」としている。また、政策の柱として、①命と健康を守るための普及啓発及び情報提供、②高齢者、こども等の熱中症弱者のための熱中症対策、③（学校など）管理者がいる場等における熱中症対策、④地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策、⑤産業界との連携、⑥熱中症対策の調査研究の推進、⑦極端な高温の発生への備え、⑧熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施を位置付けている。具体的な施策としては、熱中症予防強化キャンペーンの実施、熱中症対策普及団体や福祉関係団体等を通じた見守りの強化、学校のエアコン設置支援、産業界への熱中症予防に役立つ商品開発等について協力を求めること等が挙げられている。

西村環境大臣は同計画を決定した閣議後の記者会見で、今年も既に猛暑日を記録するなど熱中症対策は急務であり、政府一体となって対策を推進していきたいとの旨、述べた³³⁾。既に環境省は、令和5年5月に熱中症対策推進検討会を開催し、令和6年春の改正法の全面施行に向け、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設の詳細についての検討を開始した。同検討会の下に、熱中症特別警戒情報と指定暑熱避難施設に関する2つのワーキング・グループを設置し、熱中症特別警戒情報の運用に関する指針、指定暑熱避難施設の指定・設置及び運営に関する手引き等の作成に向けた検討を行う方針を示している。熱中症特別警戒情報の発表基準及び伝達方法、指定暑熱避難施設の施設条件・運営時間・管理体制などの指定要件等について具体的な検討が行われる見込みである。

本法律案の成立により、熱中症対策の一層の強化が図られることとなるが、そもそも熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができる。日頃から、関係者等が連携し、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行い、国民一人一人の熱中症に関する意識を高めることが重要であろう。また、今後の詳細な制度設計において、今回の法改正の目的が十分に達成されるよう、具体的かつ有効な施策の展開が期待される。

一方、気候変動が我々の生活に今後、長期にわたって影響するという視点からは、委員会での議論にもあったが緑地化などのヒートアイランド対策といったハード面での施策に取り組んでいくことも重要であろう。

(ひらやま えみ)

³²⁾ 熱中症による死亡者数の平成29年から令和3年の5年移動平均は1,145人、令和4年の熱中症による死亡者数（概数）を用いた5年移動平均は1,295人である。

³³⁾ 西村大臣閣議後記者会見録（令5.5.30）〈https://www.env.go.jp/annai/kaiken/kaiken_00114.html〉